

むら子くらし



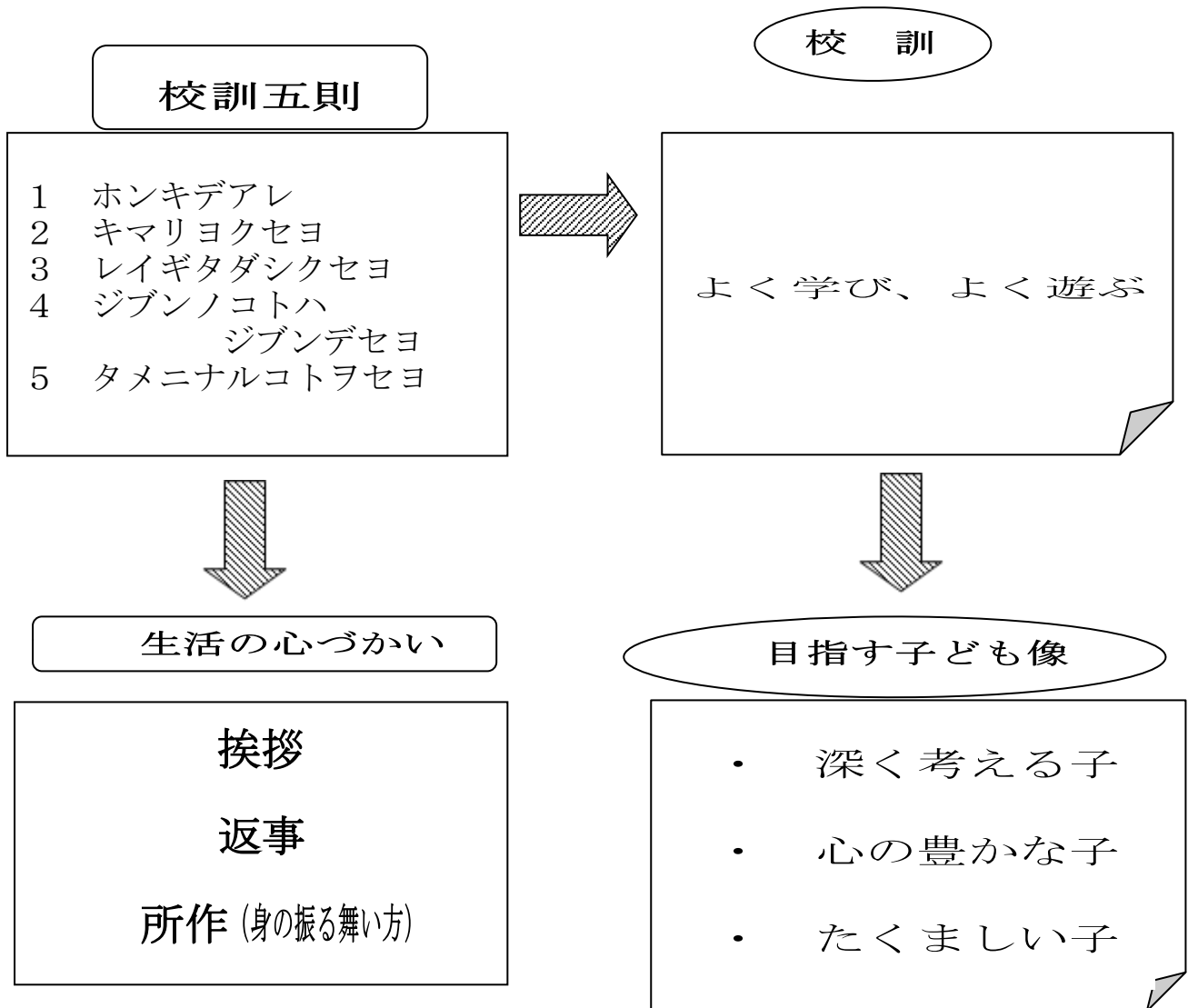
豊橋市立牟呂小学校

(令和3年度改訂)

教育目標

本校の教育目標

「よく学び、よく遊ぶ」を校訓として、「目指す子ども像」や「牟呂っ子の生活の約束」等を合い言葉にして、「自ら考え、自ら判断し、主体的に行動する子どもの育成」を目指す。



日 課 表 (通常日課)

朝の活動	8:25～	8:35
朝の会	8:35～	8:50
1時限	8:50～	9:35
2時限	9:45～	10:30
放 課	10:30～	10:50
3時限	10:50～	11:35
4時限	11:45～	12:30
給 食	12:30～	13:20
清 掃	13:20～	13:35
放 課	13:35～	13:55
5時限	13:55～	14:40
6時限	14:50～	15:35
帰りの会	15:35～	15:45
クラブ委員会	15:00～	15:45

最終下校時刻16:30 (11月, 12月は16:00)

1 学校のきまり

(1) 服装等

① 通常の服装

- ・男女とも自由。（体操服でもよい。）
- ・小学生らしく動きやすいものを着用する。
- ・運動靴を履く。

② 帽子

- ・男子は牟呂小校章をつけた黄色野球帽式。
- ・女子は牟呂小校章をつけた黄色登山帽式。

③ 名札

- ・学校内は左胸に規定のものを付ける。学校に置いておき、朝の会で付け、帰りの会で、はずす。（1年生は担任の指示があるまでは、家からつけてくる。）
- ・体操服の場合は付けない。

④ 体操服

- ・男女とも学校指定のものを着用する。
- ・上着は白の半袖又は長袖の体操シャツ、下は青のクォーターパンツとする。
- ・運動時には男女とも体操服と赤白帽子を着用する。

⑤ 上靴

- ・教室、廊下では、学年色の付いた学校指定の上靴を使用する。
- ・体育館では、体育館シューズを使用する。ただし、全校児童が行事等で使用する場合は、教室から体育館シューズで入場する。

⑥ 水着

- ・紺色または黒い色のスクール水着を着用する。
- ・水泳帽は学年色別のものを使用する。
- ・学年、クラス、氏名を大きく書いた布を、男子はおしりの部分、女子は背中の部分に縫い付けておく。

⑦ 防寒具

- ・手袋やその他の防寒具は、登下校時の着用を認めるが、教室でとる。

⑧ 頭髪

- ・小学生らしく、清潔感があり、学習活動に支障のない髪型とする。（長い場合はしぼるなど邪魔にならないようにする。）
- ・髪をとめるものは華美でないものとし、必要以上使用しない。

⑨ 給食時

- ・当番の子は、エプロン・マスク・帽子を正しく身に付ける。
- ・給食袋（はし・ナフキン）を毎日持ち帰って洗う。

⑩ 持ち物

- ・授業に関係ないものは持ってこない。

※体操服、上靴、体育館シューズ、水泳着、帽子等は下記の衣料品店で取り扱っている。

みどりや	3 1 - 1 8 8 0
プラザA	3 3 - 5 2 5 0

(2) 登校と下校

- ・通学団ごと、きちんと並んで登校しよう。
- ・集団で気持ちよく登校しよう。

- ① 登校時刻 8時00分から8時10分の間に校門をくぐる。

※校内には「けやき門」「市民館の横の出入り口」から入る。

※集合時刻は、上記の時間内に学校に着けるように、各班で話し合って決める。

- ② 下校時刻

最終下校時刻 16:30 (11月、12月は16:00)

- ③ 通学路

- ・登下校とも決められた通学路を必ず通る。

登校時・・・通学班のリーダーを先頭にして、上学年と下学年をペアにして2列で歩く。最後尾には、副リーダーが並ぶ。

下校時・・・家の近い者同士がまとまって、寄り道をしないで帰る。

(3) 欠席について

- ① 欠席する場合

- ・いつ、どういう理由で欠席するかを連絡帳または、文書でなるべく早く学校に連絡する。
- ・緊急でやむをえない場合は、8時20分までに電話で連絡する。

- ② 出席停止について

- ・児童が次の感染症にかかり欠席した場合は、学校にその旨を届ければ「出席停止」になる。
- ・感染症の「出席停止」の報告用紙には保護者の方で記入し、学校に提出する。

(用紙は学校にある。)

※「出席停止」となる感染症

インフルエンザ 百日咳 麻疹 (はしか) 流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)

風しん (三日ばしか) 水痘 (水ぼうそう) 咽頭結膜熱 結核 髄膜炎菌性髄膜炎

腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症 (学校医と相談)

(平成24年度から出席停止期間の基準が変わりました)

③ 校 医

内 科	奎 野 浩 司	東脇二丁目 1 5 - 2	3 1 - 1 9 1 7
眼 科	藤 井 康 生	植田町字清水山 1 - 1	2 5 - 7 1 1 1
耳 鼻 科	森 田 浩 史	東脇一丁目 7 の 7	3 4 - 2 0 0 1
歯 科	尾 崎 勝 己	東脇二丁目 8 の 6	3 3 - 3 0 0 1
薬 剤 師	中 嶋 孝 任	牟呂外神町 1 4 - 3	3 3 - 0 2 6 2

(4) 交通安全

・むろっ子の交通安全の合い言葉
「自分の命は自分で守る」

☆自転車に乗るときのきまり

- 飛び出しをしない。道路を横断する時は、左右の確認をして渡る。
- 定期点検を受けた自転車に乗る。
- 自転車に乗るときは、必ずヘルメットをかぶる。
- 二人乗りや並んで走ることをしない。
- 「みなと大通り」（1 3 3 道路）等の車道を走らない。
- 学校の運動場では乗らない。
- 必要があって学校に乗ってくる場合は、所定の場所（正面玄関前）に置く。
- 横断歩道を自転車で渡るときは、必ず降りて引いて渡る。
- キックボードやスケートボードは公園で遊ぶ。

(5) 遊び

・安全で仲良く楽しい遊びをしよう。

☆学校外での遊びのきまり

- 行き先・帰りの時刻を必ず家の人に告げてから出かける。
- 危険な所では遊ばない。（運河、用水、工事現場、道路や駐車場など）
- 火遊びを絶対にしない。
- 公園、公民館、市民館等公共の物を大切に使う。
- 用事のない時はスーパーマーケット等のお店には行かない。
- 知らない人に声をかけられても絶対について行かない。
- 危険だと思った時は大声を出したり、民家に逃げたりする。近くに「子ども 1 1 0 番」の家があったらかけこむ。
- 校区外には子どもだけで行かない。
- SNS等インターネットの利用は、保護者の指導のもと正しく利用する。

※外出する際は、防犯ブザーやホイッスルを持って出かける。

※危険なめにあいそうになったら、防犯ブザーやホイッスルで知らせる。

「特別警報」・「暴風・大雨・洪水警報」発表時の登下校について

1 登校前に発表された場合

① 「特別警報」発表の場合

- ① 児童が在宅中の場合・・・登校させない
- ② 解除されたとき・・・・・・牟呂小メール配信で連絡があるまでは登校させない。

(2)「暴風警報」発表の場合

- ① 午前6時までに解除された時・・・・・・ 平常通り授業を実施
- ③ 午前6時を過ぎても解除されない時・・・・・・ 臨時休校

(3)「大雨警報」か「洪水警報」または両方発表の場合

- ① 原則として授業を実施する。
- ② 状況により登校が危険と思われるときは、メール配信等で緊急連絡を行う。
- ③ 「授業が有」の場合でも、保護者側で登校が困難、または危険と思われる場合は、特別に登校を見合わせる事ができる。(遅刻扱いとはしない)

2 登校後に発表された場合

(1)「特別警報」発表の場合

- ① 即刻授業を中止し、学校引き留めの対応をする。
- ② 「特別警報」解除後も災害の状況および気象・交通機関・通学路の状況等の情報収集に努め、児童を安全に下校させうる判断ができるまでは下校させない。
- ③ 児童を安全に下校させうる判断ができた場合は、「むろっ子のくらし」の7・8ページにしたがって、全員保護者への引き渡しを行う。

(2)「暴風警報」発表の場合

- ① 台風の中心位置, 進行速度, 方向など気象状況により判断し, 安全に帰宅させうると認めた場合は、授業を中止して速やかに通学団ごとに一斉下校をさせる。
- ② 児童の帰宅には十分配慮し、困難または危険と認める場合は学校に残し、校内の最も安全な場所(体育館)に集め、保護者が引き取りに来るまで待機させる。

※メール配信で確認してください。

(3)「大雨警報」「洪水警報」発表の場合

- ① 気象状況などを判断し、必要と認めた場合は「暴風警報」の場合に準ずる。

「南海トラフ地震臨時情報」発表時の登下校について (改訂)

1 「南海トラフ地震臨時情報 (調査中)」が発表された場合

- ・原則として、通常通り教育活動が続ける。状況によって、メール配信などでお知らせする場合がある。メールを確認するようにする。

2 「南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)」が発表された場合

- ・原則として、発表から1週間は休校とする。

※牟呂小学校が事前避難対象地域に含まれるため

- ・在校中に発表された場合、速やかに保護者へ引き渡すこととする。

(通学団下校は行わず、全員引き取り)

3 「南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)」が発表された場合

- ・原則として、通常通り教育活動が続ける。状況によって、メール配信などでお知らせする場合がある。メールを確認するようにする。
- ・土砂災害などにより、後発地震発生後では避難が間に合わない判断される場合は、児童引き渡しをする

児童の引き渡し方法

- ① 保護者が引き取りを連絡する。（引き取り者は、自分の氏名・関係を言い、児童の学年・組・児童名を担当にはっきり言う。）
- ② 担任が児童を呼び、確認する。
- ③ 児童を引き取り者に渡す。

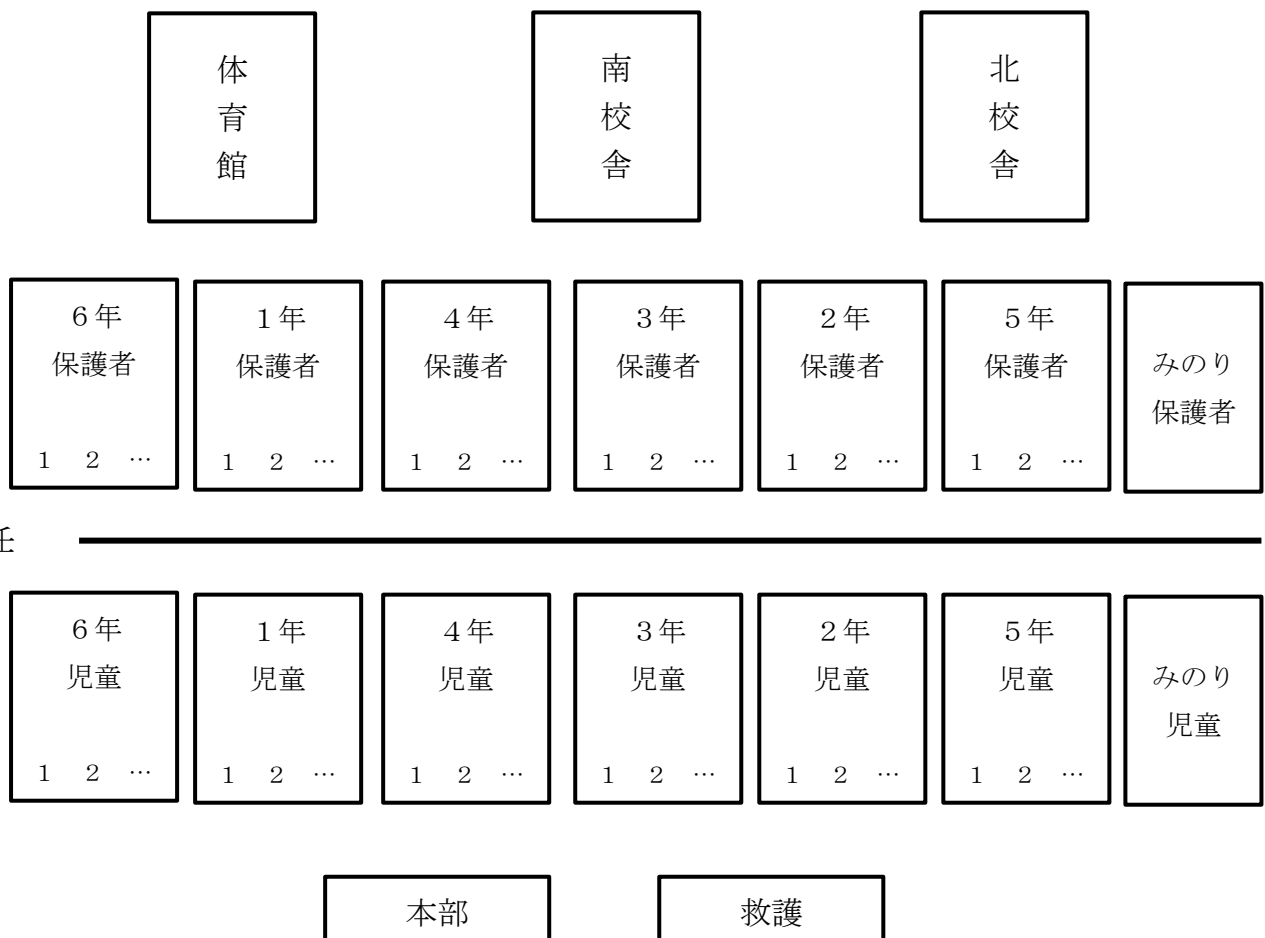
（例）「〇〇君を確かに引き渡しました。」

※引き取りに際しては次のことを守ってください。（訓練の場合も同様。）

- 引き取り者は、下図のように児童のいる組の後ろに並んで待つ。
- 引き取り時刻を守り、開始の合図があるまでは児童と接触しない。
- 二人以上の児童を引き取る場合には、下の学年の児童から引き取り、引き取った児童を連れて、上の学年の児童を引き取りに行く。
- 校内への車の乗り入れはできない。（駐輪場は体育館横や中庭を利用する。）
- 代理人の場合は、担任に必ず前もって連絡しておく。（訓練の場合のみ）
- 引き取りに来られない場合は、児童を学校に待機させる。

《児童の待機場所》

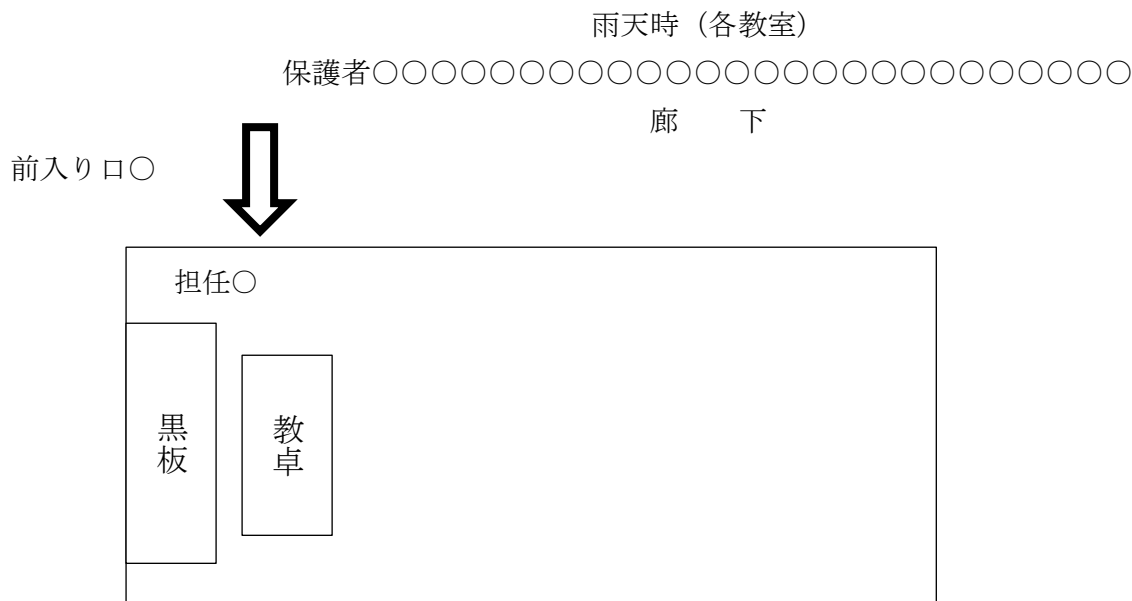
引き取りの隊形



※ 児童は上記の位置に、各組名簿順で2列で待機しています。

《雨天や運動場待機が困難な場合》

- ・児童は教室で待機しています。引き取り者は廊下に一列に並んでお待ちください。
- ・下足を入れる袋をご用意ください。



3 交通事故にあった場合

- ・児童が交通事故にあった場合は、軽重を問わず、速やかに学校（Tel 31-3101）に連絡する。その場合、次のようなことを参考に連絡する。

- | | | |
|---------------------|--------------|-------|
| 1 だれが（何年何組） | 2 いつ（何時何分ごろ） | 3 どこで |
| 4 どんな事故にあったか（けがの程度） | 5 どの病院に行ったか | |
| 6 救急車で病院に行ったか | | |

4 転・退校の手続き

- ① 担任に連絡する。（いつ・どこへ転校するか）
- ② 市役所の市民課及び、窓口センターで住民移動をし、学校教育課学事グループ（市役所11階）で転校の手続きをする。
- ③ 「転入学指定通知書」を学校に提出する。
- ④ 転入校に「転入学指定通知書」を提出する。

5 私費での弁償について

- ・故意により、窓ガラスなどの公共物を破損した場合は、私費で弁償してもらう。（過失については状況により判断する。）その際、本校の破損届を提出する。